

質 問 回 答 書

2020年9月24日

「モンゴル国持続可能な観光開発に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）」
（公示日：2020年9月9日／調達管理番号：20a00341）について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	30 ページ 3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	合計で 50 点が配点されているが、業務主任者／観光開発が 35 点、観光ビジネス開発促進／マーケティングが 15 点、コミュニティ開発が 15 点では、合計が 65 点となっております。	評価表の誤記ですので下表のとおり訂正します。 入札説明書も差し替えますので、再度ダウンロードください。
2	P.7 (3) 価格評価の方法	これまで貴機構の「一般競争入札（総合評価落札方式）」の入札においては、①ダンピング防止対策となる最低制限価格（本件では予定価格の 80%）を設定せず、減額幅に応じて加点される採点方式、もしくは、②最低制限価格以下の価格であった場合は、一律、最低制限価格に対応した価格点を算入する採点方式となっております。 他方、本件の入札においては、③最低制限価格を下回った場合は、減額幅に応じて減点される、これまで「QCBS 方式」に採用されていた価格点の採点方式となっております。 については、本件の「入札説明書」に記載の	入札説明書の記載に誤りはございません。 総合評価落札方式の価格点算出については、2020年4月より、より有効なダンピング対策として、減額幅によっては減点となる QCBS 方式を準用しています。 なお、価格点の算出時は QCBS 方式の準用をしますが、入札説明書第 1 章 11.(5) 落札者の決定方法にあるとおり、以下のすべての要件を満たしたものを落札者とする点は、従来の総合評価落札方式と変わりません。 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと なお、QSBC 方式では、以下の点が異なります。 1) 予定価格の上限拘束性がない。 2) 一般競争入札（総合評価落札方式）では、入札会において落札者が宣言され、これが一定の法的拘束力を持つとされる。一方、QCBS では、入札会ののち、第一

		<p>価格点の採点方式に誤りがないか、ご教示ください。</p> <p>また、「入札説明書」の記載に誤りが無い場合、「一般競争入札(総合評価落札方式)」と「QCBS方式」の採点方式では、具体的にどの点が異なるのか、ご教示ください。</p>	<p>交渉権者と契約交渉が行われる。</p> <p>詳細については、当機構ホームページ https://www.jica.go.jp/announce/proper/の「コンサルタント等契約(業務実施契約)に対する QSBC 導入について(説明資料)」をご覧ください。</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/proper/ku57pq0000ln1d1-att/qcbs_01.pdf</p>
3	P.21 7. 成果品等 (2) 報告書の仕様	<p>貴機構に提出する成果品として、「4) モンゴル観光パンフレットは A4 版冊子(カラーコピー)を想定する。」と記載されていますが、こちらは、通常のオフィス用コピー機を用いて貴機構指定の再生紙を使用して指定部数(和文 10 部、英文 18 部、モンゴル語 32 部)を印刷し、簡易製本(ホチキス留め)したものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>成果品としてご提出いただく「モンゴル観光パンフレット」について、和文、英文、モンゴル語いずれも「モンゴル観光セミナー」で配布するものと同じ仕様にてご提出ください。製本の仕様はコート紙を使用し表紙は PP 加工、中綴じ製本を想定していますが、製本仕様につきましては実施過程で協議の上決定させていただきます。</p> <p>なお、成果品「4) モンゴル観光パンフレットは A4 版冊子(カラーコピー)を想定する。」の印刷製本費、及び4. で質問いただいた掲載写真の購入と専門業者による製作(デザイン・校正など)費用については、以下を定額で計上する経費に追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶モンゴル観光パンフレット印刷製本費(成果品用(和文 10 部、英文 18 部、モンゴル語 32 部)):90 千円 ▶モンゴル観光パンフレット印刷製本写真の購入、製作(デザイン・校正など)費:600 千円
4	P.21 7. 成果品等 (2) 報告書の仕様	<p>「モンゴル観光パンフレット」については、旅行会社向けの重要な広報資料となります。</p> <p>他方、パンフレットの納期が 2021 年 7 月上旬となっており、モンゴルの気候及び COVID-19 による渡航制限にも鑑み、パンフレットに掲載する写真等の取材時期が極めて限られるため、掲載する写真については、有料での購入(可能な場合はプロカメラマンによる撮影)を想定しております。</p>	<p>必要に応じ掲載写真の購入や専門業者による製作について認めますが、詳細は実施過程で協議の上決定させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶なお、パンフレットのデザイン・校正などに必要となる費用は上記質問 3 の回答に示す定額を計上願います。

		<p>また、旅行会社向けのパンフレットのデザイン上の品質を確保するためにも、調査に従事する技術専門家の他に、デザイン・校正を専門に行う外部の専門業者(広告会社等)に再委託して製作するのが妥当と考えます。</p>	
5	<p>P.33 3. 定額で計上する経費</p>	<p>「モンゴル観光セミナー」時に旅行会社向けに配布する「モンゴル観光パンフレット印刷製本費(セミナー配布用200部):300千円」については、上記質問2の貴機構に提出する成果品の「モンゴル観光パンフレット」の仕様とは別途、パンフレット用の光沢紙等を使用して、印刷所で製版(オフセット製版)、印刷、製本するのが妥当と考えます。</p>	<p>「モンゴル観光セミナー」において配布するための観光パンフレット(セミナー配布用200部)についてはコート紙を使用し表紙はPP加工、中綴じ製本を想定していますが、製本仕様につきましては実施過程で協議の上決定させていただきます。</p>
6	<p>P.33 3. 定額で計上する経費</p>	<p>上記質問4の写真の購入費、パンフレットのデザイン・校正料、及び上記質問5のパンフレットの仕様等を含むパンフレットの作成に必要な費用については、入札時の費用としては、300千円を一律で計上するものの、実際の具体的な製作方法、仕様、費用等は、契約後に貴機構と協議の上、決定すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>パンフレットのデザイン・校正などに必要となる費用は上記質問3の回答に示すとおり、定額で計上する経費に追加しました。</p> <p>モンゴル観光パンフレット関連では、既に定額で計上する経費として提示済の以下とともに、入札金額に含めて計上願います。</p> <p>▶モンゴル観光パンフレット印刷製本費(セミナー配布用200部):300千円</p> <p>また、具体的な製作方法、仕様、費用等についてはご理解のとおり、印刷所等へ発注する前に弊機構へご提案いただき、協議の上最終決定とさせていただきます。</p>
7	<p>15頁 特記仕様書 4.(7)旅行会社を対象としたモンゴル観光セミナーの開催</p>	<p>観光セミナーの開催は、日本及びモンゴルの旅行会社を主な対象とするとある一方で、「6.(10)旅行会社を対象とした観光セミナーの実施及び旅行会社向け観光パンフレット作成」では観光セミナーを東京都内で行い、約50社程度の参加を想定とあります。都内で開</p>	<p>観光セミナーは、日本からモンゴルへのインバウンド増加のため本邦旅行会社及びモンゴルにて日本人旅行客へのツアーを企画・実施している旅行会社に対しモンゴル観光分野のPR等を行うことを目的としています。対象は、主として本邦における旅行会社を想定しており、現時点ではモンゴルにて開催することは想定していません。</p> <p>ただし、セミナーは、緒方貞子平和開発研究所にて開催(対面形式)すると同時にオンライン接続を行うことを想定しています(新型コロナウイルスの影響等で対面形式で</p>

		催の場合、モンゴルの旅行会社はほとんど参加できないと思われませんが、モンゴルでの開催は想定しなくてよろしいのでしょうか。モンゴルでのセミナー開催の想定がある場合は、想定規模及び費用の見積もりへの反映方法についてご教示ください。	の開催に何等か制限がある場合には完全にオンライン開催となります)。使用言語は日本語を想定していますので、在モンゴル旅行会社の中で日本語を理解する方にご参加いただくことが可能です。
8	特記仕様書	特記仕様書によるとコミュニティ開発に係る業務としては、調査対象ルートにおける観光及び関連産業を基軸としたコミュニティ開発検討と本邦自治体と調査対象地との連携可能性検討に大別されるようですが、本調査ではどちらに主眼が置かれているのでしょうか。	本調査の主たる目的は、ルート別観光開発方針(素案)を基に今後の JICA の協力プログラム案の提案を行っていただくことであり、JICA の協力プログラム案の中で本邦自治体と連携して実施が見込める部分をご提案いただきたいと思います。モンゴル政府がコミュニティ参加型の観光開発を目標のひとつに掲げていることからルート別観光開発方針(素案)及び JICA の協力プログラム案策定において、コミュニティを活用した観光開発は積極的にご検討いただきたいと思います。
9	15 頁 特記仕様書	仕様書 4(7)の旅行会社へのセミナーを開催するにあたり、モンゴル政府の協力を得ることは可能でしょうか。	依頼先及び協力を希望する内容にもよりますが、質問 7 の回答にもありますとおり、本邦のみでの開催となりますので、在京モンゴル大使館による後援等の協力は頂ける可能性は高いと考えています。
10	16 頁 特記仕様書	仕様書 6(3)「現地関係機関」とは(4)の1)「関係機関概要」に挙げられているモンゴル政府省庁を意味するのでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	24 頁 1. 技術提案書の構成 頁数目安	1. (2)のバックアップ体制についての頁数目安は1社1~2、JV1~2とありますが、JV各社1~2頁というのではなく、代表者及び構成員合わせて1~2頁という事でしょうか？	JV としての代表者及び構成員合わせて1~2頁を目安としています。
12	P25 第 3 章 技術提案書作成要領 2. (3)業務従事者の構成	評価対象外の要員である「④観光インフラ」、「⑤観光統計・分析」及び「⑥環境社会配慮」について、格付が示されている理由を確認させてください。業務内容及び業務工程を考慮の上、示されている格付以外の提案も可能と	入札説明書 p.25「(3)業務従事者の構成」にある以下の記載のとおり、「業務量を想定する際に用いた仮定」ですので、示されている格付け以外のご提案も可能です。「業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。」

		の理解で宜しいでしょうか。	
13	P26 第3章 技術提案書作成要領 2. (5) 評価対象者の制限	「受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。」について、共同企業体の代表者からの参画が1名の場合、補強要員を1名配置することは認められますか。	A社がJVとして参画された場合、A社の専任の技術者1名、A社の補強として1名、計2名。という配置は可能です。
14	26 ページ (5) 評価対象者の制限	「評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書に添付してください。」とありますが、この同意者には押印が必要でしょうか？ 共同企業体結成届については、「結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。」(4 ページ)とありますので、確認したいと思います。	本公示に関し、押印が困難な場合は、押印を省略した書類を提出いただき、契約交渉順位1位となった場合、改めて押印のあるものをご提出ください。
15	P25 第3章 技術提案書作成要領 2. (4) 業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力 及び	「業務主任者／観光開発計画」及び「観光ビジネス開発促進／マーケティング」の語学能力として英語を評価対象言語とされている趣旨を確認させて下さい。モンゴルの公用語は英語ではなく、英語で得られる情報には限界があります。より重要なのは現地支援体制や社外有識者の支援等ではないかと考えます。	本調査においては、モンゴル側関係者へのヒアリングと並行して UNWTO や観光分野へ協力を実施している他ドナーへのヒアリングも想定していることから、英語を評価対象言語としていますが、公用語であるモンゴル語の知見をお持ちであれば更に望ましいと考えています。現地支援体制や社外有識者の支援等の重要性はご指摘のとおりと考えますので、貴社でお持ちのネットワーク等を技術提案書へ記載願います。

	P30 別紙 評価表		
16	33 ページ モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務	同業務量を「報酬」1.80 人月(国内)で見積もるよう指示されていますが、総人月 19.80 の枠外に 1.80 人月を計上して良い、という理解でよろしいでしょうか？	<p>業務量は、総人月の 19.8 枠内で計上ください。</p> <p>なお、「モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務」は定額計上として 1.80 人月を記載しておりましたが、質問 18 の回答をご参照いただき、総人月 19.8 の枠内であれば 1.80 人月に満たなくても可とします。</p> <p>(入札説明書 4 章3. で説明した以下の内容を対象外(削除)とします。</p> <p>➤モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務：1. 8 0人月(国内))</p>
17	33 頁 3. 定額で計上する経費	「モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務:1.80 人月(国内)」の「報酬」は、直接経費の国内関連費に計上する費用という理解で宜しいでしょうか。また、等級はどの程度を想定されているのでしょうか。	質問 16 の回答をご覧ください。
18	33 頁 3. 定額で計上する経費	「モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務:1.80 人月(国内)」で想定されている内訳は何でしょうか。例えば、外部講師による講演等を想定されているのでしょうか。また、原稿謝金等もこの 1.8MM に含まれるのでしょうか。	<p>「モンゴル観光セミナー」は第2章特記仕様書6. (10)に示すとおり、JICA は準備段階から関与しますが受注者が主体的に企画立案及び運営・実施を担当します。緒方貞子平和開発研究所で実施する場合の会場予約はJICAが行いますがそれ以外の業務に関しては受注者が行うことを想定しています。</p> <p>現時点で想定している「モンゴル観光セミナー」発表項目(第2章特記仕様書4. (7)記載)は調査を実施するコンサルタントで対応可能な範囲であると想定していますが、外部講師による講演が好ましいと判断される場合にはJICAへ相談下さい。そのため、外部講師への支払いなどは現時点で見積に含む必要はありません。モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務:1.80 人月(国内)はコンサルタントが「モンゴル観光セミナー」を企画立案及び運営・実施するための人件費に相当しますが、質問 16 の回答のとおり総人月 19.8 の枠内であれば 1.80 人月に満たなくても可とします。</p> <p>(入札説明書 4 章3. で説明した以下の内容を対象外(削除)とします。</p> <p>➤モンゴル観光セミナー(本邦企業参加)に係る業務：1. 8 0人月(国内))</p>

19	33 頁 3. 定額 で計上する経 費	「現地再委託費及び特殊傭人費:8,000 千円 (委託範囲は第2章特記仕様書案6.(4) 2) から8)に示す業務を想定」とありますが、6. (4) 2)から8)以外にかかる業務の補助に かかる傭人費(例えば通訳等)は別途見積も るという理解で宜しいでしょうか。	現地再委託及び特殊傭人は第2章特記仕様書案6.(4) 2) から8)に示す調査 を遂行する人員となります。第2章特記仕様書案6.(4) 2) から8)に示す業務以外 の通訳などの現地傭人は必要に応じ直接経費の一般業務費(現地支出分)として計 上してください。
20	P33 第4章 経 費精算に係る 留意事項 3. 現地再委託 費(再委託費) 及び特殊傭人 費	本案件では、現地再委託及び特殊傭人どちら の活用も認められている認識ですが、P17 第 2章(4)の2)~8)の業務を他組織または個人 へ依頼する場合、現地再委託は行わず全て 特殊傭人のみで構成しても問題ないでしょ うか。	再委託を行わず、特殊傭人によって実施することも可能です。 その場合、以下「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式 対応版)」11 ページの特殊傭人費にかかる<補足説明>もご確認ください。 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html

表

3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		50
(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／観光開発計画		26
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	10
ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での 業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	4

ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	5
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	4
（2）業務従事者の経験・能力： 観光ビジネス開発促進／マーケティング		12
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	6
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	1
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	2
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	3
（3）業務従事者の経験・能力： コミュニティ開発		12
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	8
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	0
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	0
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	4

以上